

## 能美市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の施行に関し、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号。以下「令」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、認定等に必要な事項を定めるものとする。

2 この告示における用語の定義は、法、令、規則、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)によるものとする。

(市長が定める図書)

第2条 規則第41条第1項の規定に基づき市長が定める図書は、次のとおりとする。

- (1) 登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「審査機関」という。)の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を受けた場合にあつては、当該審査機関が交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受け、設計住宅性能評価書(日本住宅表示基準別表1の断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6に適合していること)が交付された場合にあつては、当該建設住宅性能評価書の写し
- (3) 代理者によって申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める図書

(審査機関による技術的審査を活用する範囲)

第3条 法第54条第1項の規定に基づく認定基準のうち、審査機関による技術的審査を活用する範囲については、次のとおりとする。

- (1) 低炭素化に資する措置等(法第54条第1項第1号関係)
- (2) 基本方針との照合(法第54条第1項第2号関係)

2 登録住宅性能評価機関の技術的審査を活用しない範囲(市による審査)については、次のとおりとする。

(1) 資金計画(法第54条第1項第3号関係)

3 技術的審査を受けた場合の添付図面については、審査機関による押印がなされていることとする。

(認定の申請)

第4条 計画の認定申請者は、認定申請書(規則別記様式第5)の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる添付図書を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 規則第41条第1項の表に掲げる図書

(2) 第2条第1項に定める図書

(3) 設計内容説明書(別記様式第1号)

2 法第54条第2項に基づき、計画の認定の申請と併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合審査(以下「建築基準適合審査」という。)を申し出る場合は、同項の規定による建築の申請書(以下「建築確認申請書」という。)の正本及び副本を、前項の規定による認定申請に併せ、提出するものとする。この場合において、構造計算適合性判定をする建築物又は消防同意を必要とする建築物の場合はそれぞれ副本を追加するものとする。

(申請の受理)

第5条 市長は、認定申請の図書に不足がある場合は、申請を受理しないものとする。

2 計画の認定と併せて建築基準適合審査を申し出る場合は、市長は、建築確認申請書について受理時審査を行うものとし、建築基準適合審査に必要な図書に不足がある場合は、申請を受理しないものとする。

(認定の審査)

第6条 市長は、計画の認定の申請(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者等(技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した審査機関を含む。)に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。

2 市長は、計画の認定の申請内容について、申請図書の不備又は明らかな虚偽が認め

られた場合は、申請者に認定しない旨とその理由を、認定しない旨の通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(軽微な変更)

第7条 認定建築主が、軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(別記様式第3号)に、それぞれ変更部分を示す図書を添えて、市長に提出するものとする。

(誤記訂正)

第8条 認定建築主は、認定申請書等の記載欄のうちの軽微な誤記があることを認め、その申し出をするときは、誤記訂正届(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

(計画の変更認定の申請)

第9条 計画の変更認定の申請者は、変更認定申請書(規則別記様式第7)の正本及び副本に、それぞれ第4条第1項に定める変更部分を示す図書を添えて、市長に提出するものとする。

2 変更認定申請と併せて建築基準適合審査を申し出る場合は、建築確認申請書の正本及び副本を、前項の規定による変更認定申請に添えて、提出するものとする。この場合において、構造計算適合性判定をする建築物又は消防同意を必要とする建築物の場合はそれぞれ副本を追加するものとする。

3 認定低炭素建築物を増築、改築、改修、修繕若しくは模様替を行う場合又は空気調和設備の変更等認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る内容を変更する場合において、竣工後であっても軽微な変更を除き変更認定申請を行うこととする。

(認定申請の取下げ)

第10条 申請者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下届(別記様式第5号)を、市長に提出するものとする。

(認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の取りやめ)

第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書(別記様式第6号)に、認定通知書(規則別記様式第6)(計画変更認定を受けた者にあつては変更認定通知書(規則別記様式第8))を添えて

市長に提出するものとする。

(新築等工事の完了報告)

第12条 法第56条及び「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」(平成24年国土交通省告示第118号)の規定に基づき、認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書(別記様式第7号)に、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に報告するものとする。

(1) 建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し

(2) 建築基準法第7条第5項の検査済証の写し又は同法第7条の2第5項の検査済証の写し(同法の確認申請を行った場合に限る。)

(3) その他市長が必要と認める図書

(認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等に関する報告)

第13条 法第56条の規定による報告(前条による報告を除く。)を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等に関する報告書(別記様式第8号)に必要な図書を添えて市長に報告するものとする。

2 認定建築主は認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物を譲受人に譲渡した場合、当該低炭素建築物名義を変更した旨を前項の規定に基づき、必要な書類を添えて、市長に報告するものとする。

(認定建築主に対する改善命令)

第14条 法第57条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書(別記様式第9号)によるものとする。

(認定の取消し)

第15条 法第58条の規定による計画の認定を取り消した旨の通知は、認定取消通知書(別記様式第10号)により通知するものとする。

(認定の証明)

第16条 認定建築主は、当該認定通知書(法第55条に規定する計画認定を受けたもの)にあっては、変更認定通知書(紛失等したときは、当該認定(法第55条に規定する計画認定を受けたもの)にあっては、変更認定)の証明を市長に申請することができる。

2 認定建築主は、前項に規定する認定等の証明を申請するときは、低炭素建築物(台帳記載事項)証明願(別記様式第11号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 身分証明(本人確認)のできる公的機関の発行した証明書の写し

(2) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、台帳の記載事項のうち証明を求められた内容について相違ないことが確認できたものについて、認定建築主に低炭素建築物(台帳記載事項)証明書(別記様式第12号)を交付するものとする。

附 則

この告示は、平成25年3月8日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第91号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。